

# 日野地方公報

## 公 告

昭和二十二年十二月十二日  
外 金 曜 日

日野地方事務所 昭和二十二年十一月六日

本書ノ大キサハ國定規格A列5

### ◇監査公告第一號

地方自治法第九拾九條に基き左記定期監査を執行、昭和二十二年十二月十二日知事及び議會に報告した。要領は左の通り。

鳥 取 縣 監 査 委 員

### 地方事務所監査の結果概況

#### 一、監査を施行した時

- 岩美地方事務所 昭和二十二年十月二十九日
- 八頭地方事務所 昭和二十二年十月六 七日
- 氣高地方事務所 昭和二十二年十月八 九日
- 東伯地方事務所 昭和二十二年九月十七日
- 西伯地方事務所 昭和二十二年八月二十五、二十六日

- 一、監査擔當者  
監査委員 全員 四名  
監査補助職員 八名

#### 一、監査の方針及結果

地方事務所は第一線に於ける綜合的機關であつて縣行政運営上頗る重要な役割を擔當していると考えられるので監査制度、實施の劈頭に當り之が監査を實施したので茲に感じた事、改善を必要と認めた事項等を一括、若干意見も附して別記の通り報告する次第である。尙地方事務所に關しては設置の當初に於ける趣旨並に終戦後國內事情の激變等に鑑み之が統合、廢止權限擴張、其の他支廳設置等の所謂改組統合の問題があるが、之に付ては既に本縣議會に於ても取上げ論議され縣當局に於ても調査研究中と聞くので之の問題に付ては今

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當リ)

昭和二十二年十二月十二日(昭和四年四月十五日)外(第三種郵便物認可)

00560

回觸れんこととした。  
監査の實施に當つて地方事務所長以下關係者各位のよ  
りよき理解と協力に依り資料の提供を初めとして種々  
便宜を與えられたことを感謝する次第である。

一、職員の執務態勢

終戦後の行政は國家行政と謂わず、地方行政と謂わず  
激變して參り、之を擔當する公務員の立場は従來のそ  
れに比し一層の苦しさを加えて來たと思ふよりわけ第  
一線の地方事務所の如きは一層その感が深い。この不  
自由を忍び困難と闘ひ公務に奉仕することは一面公務  
員の誇りでもある譯である。

各地方事務所職員の執務態度を大觀するに所長を中心  
に種々の困難を克服しつゝ忠實にそれらの職務に従  
事していると認める。然しながら詳細に之を觀察する  
とき尙幾多の改むべきこと、考うべき事柄があるよう  
である。今其の主なる点を指摘すれば先ず執務に對す  
る熱意が不足してゐる感があることである。其の日、  
其の日を無難に終れば事足れりとした様な氣風が多分

に見える、又責任觀念が旺盛でなく従つて眞剣にしか  
も不斷の努力を拂う、所謂絶えず職務の爲めに勉強す  
ると云つた様な氣風が乏しい職員が尠なくないことも  
遺憾なことの一つである、又近年に於ける職員の異動  
は可成激しく且つ新規採用者が多く事務に不馴の者も  
少なくない様である。之等の問題は職員の教養、訓練、  
所謂吏道の刷新に待つ外はない、職員の採用に當つて  
は秀優なる人材の吸取に努めることは論を要しないの  
であるが、その採用後に於ける教養訓練も又大切であ  
る。地方事務所の職員数は全体で六四一名の大世帯で  
ある此の教養の問題については本廳に於て考うべき事  
柄であるかも知れないが、地方事務所側に於ても所長、  
課長が中心となり、或は地方事務所相互に連絡し大い  
に研究会、講習會等を催し或は個人の特別研究を勸奨  
し一方功績、表彰、信賞、必罰の諸制度を設け其の勵  
行を圖る必要があると思ふ、榮進、昇給等を行う場合  
に於ても、それ等平素に於ける諸般の事情を加味して  
行ひ以つて精神的に刺戟を與えることが必要である。

00561

00285

又一部に本廳の職員に比して榮進、昇格が遅れるとい  
ふ感を抱いてゐる者もある様である。勿論之等は個々  
の人の問題であつて人物、能力に依り已むを得ない  
はあろうが特に留意し人物本位に行ひ公平であるべき  
であつて苟も情實の人事があつてはならない。次に事  
績を擧げる上に職員の轉勤の問題があるが地方事務所  
職員の異動は従來比較的激しかつた様に思われる。特  
に所長、課長の幹部について一層甚しい様である。特  
別止むを得ない事情のない限り相當の期間其の地位に  
在任せしめ事績を治めしめるべきだと思ふ。次に職員  
配置の問題であるが、所員の課係の配置は形式上所長  
に委任されてゐるが國庫補助の關係或は定員等の事情  
に依り實質上理想的に之をやり得ない隘路があるよう  
である。この点縣の各部課も之が打開に協力し所長が  
事務の繁閑に應じ眞に自由に之を爲し得るよう改むべ  
きである。

豫算の交付と經理

地方事務所に對する豫算の令達は他の廳と趣を異にし

其の一部分を地方事務所費として交付し残りの大部  
分は事務に關係ある縣の部課より令達經理されてゐる  
が其の關係課よりの交付が縣の主務課本位であつたり  
又其の主務課に直接經費を要しない事務等に付ては第  
一線機關として事實經費を要するにも不拘、何等豫算  
的措置を伴わないといつた様なことで可成苦しい様で  
ある。就中旅費、通信費、用紙購入費等の不足が最も  
甚しい様である。之が爲諸物品の購入先に對する仕拂  
が可成長期に互つて停滯してゐたり旅費が不渡りにな  
つてゐると云つた様な事實が尠なくない様である、此  
の様な第三者に迷惑をかけることは公共機關として嚴  
に謹むべきことであるのみならず、一面此の様な赤字  
經理は豫算經理の原則から見ても看過することの出來  
ないことである、此の様な實情であるので地方事務所  
側に於ては、その豫算の獲得の爲めに各關係部課へ接  
抄懇請を重ねざるを得ないといつた實情で能率増進に  
も支障を來し遺憾なことである、之が對策としては色  
々あるであらう、先ず第一に適當なる豫算主務課を定

めて常に連絡調整に當らしめるとか、或は必要經費は地方事務所長よりも時々要求せしめて豫算編成の當初から其の經費の金額限界を明確化するとか、其の他必要の措置を講じ第一線機關として其の本来の事務處理に必要な限度の豫算は之を確保せしむべきである。尙此の際現に存する赤字に付ては補填の措置を講ずべきである。

一、部内綜合行政権の委任

今回の地方自治法には知事、市町村長に對しては部内諸團體の事務を綜合調整する権限が與えられてゐて必要と認めるときには、事務の報告諸帳簿書類の提出の要求を爲すことが出来、又査察を爲すの外關係ある事務については指揮することも出来、更に處分の取消權等、相當廣範圍の権限を持たしめてある。地方事務所長は縣の出先機關とは謂いながら縣と市町村との間に在る綜合行政機關であつて部内行政の中樞的存在で部内諸團體の主導性を持たしめるべきものであるから部内の團體に對しては知事の縣内團體に對すると同様綜

合行政権を持たしむべきであると考へる。この事柄は知事と縣議會との協議と決議に基き其の必要限度に於て権限委譲を行えば出來得る事柄と思ふ。地方事務所が存在する以上この綜合行政権を行使せしめて部内行政の運営につき妙味を發揮せしめることは將來地方行政を發展させる上に特に必要と考へる。

之と同時に地方事務所長には郡民の信望厚き有爲なる人材を抜擢し眞に圓滿なる地方行政の發展に備へることとは前段綜合行政権の委譲と共に不可欠の要件と思ふ次第である。

一、町村指導の問題

今次の地方自治制度の改革に當り管内の町村に對しては事務の指導と監査を行い、其の制度の改革に誤りならしむると同時に圓滿なる地方自治の發展を促すことは極めて必要である。しかもこの制度の改革につれ町村長、助役等多數幹部の更迭が一時に行われた。現在特に必要と考へる。

一、二の地方事務所にありては此の面に着目し既に之

が實施に乗り出してゐる所もあるが之等は誠に機宜を得た處置と考へる。謂う迄もなく國家再建の鍵は産業經濟の興隆にあることに鑑み此の自治指導を行う際更に一步を進め産業面全体を加へたる綜合的指導を與へ以て眞の民力の充實發展策を講じて貰いたい。特に地方地方の特殊産業の指導に重点を置き關係地方民は元よりのこと海外引揚者、戰災者等の厚生發展をも圖り延いて縣勢の伸展に寄與せしむべきである。望むらくは、この際地方事務所は單なる事務的指導機關たるに止まらず、その抱擁せる技術陣を動員し地方自治産業經濟等の綜合的指導を行う上に於て多分に自主的活動を取入れ其の實績を揚ぐる様一層の工夫努力を望むものである。

一、教學人事の問題

教學關係の人事は地方事務所設置以來既に數ヶ年を経過してゐるが、尙設置當初の缺點とも謂ふべき形態を存してゐる。即ち教職員の人事は視學の専行に屬し地方事務所長は何等關知せざる實態にある。斯ることは

部内行政運営上から見て妥當でないと思はれる。實質上地方事務所長が内申權を行使し得る様に改め、教學人事行政の公正を期し得る様工夫の要があると思ふ。

社會教育と生活改善

國民生活の刷新を圖り社會教育の強化徹底を圖ることは平和文化國家の建設上最も緊要なことである。特に國民道義の頹廢してゐる現状を見るとき更に食生活を中心とする國民生活不安の様相を見ると特に其の必要を痛感する次第である。社會教育の根本方針といわす國民生活の刷新方針と謂い、何れも縣に於て企劃立案實施されてゐるのであるが地方事務所に於ても地方々々の實情に應じ積極的に創意工夫を凝し大いに獨自の運動を展開して貰い度いものである。最近一、二の地方事務所で結婚改善運動の展開を見てゐるとは現下國民生活の實相から考へ誠に適切なことであり大いに敬意を表したい。聞く所に依ると一組の結婚に伏休四五萬圓といつたところが多く甚だしいものになると數十萬圓を投ずる者もあるといふことである。今縣下一ヶ

年の金額を推算すると結婚数が約五千であるから一組四萬圓として二億圓の巨額に達する譯である。結婚の儀式の外に葬儀があり春秋のお祭りもある。その他地方々々に何々の祝いか、何々の催しとか、随分の風習、習慣がある様である。改善を要するのは單に結婚の御祝いに限らず全面的に考える必要があろう。通貨の膨張甚しき今日何等反省することなく放任するときには次第に勤儉貯蓄の美風も頽れインフレの助長ともなり、間取引の横行ともなる譯であつて生活改善即ち簡素生活の徹底こそは物心兩面の再生の根本であつて國家再建の捷徑と考ふる次第である。云う迄も無く結婚改善を初め生活の刷新は長い風習と傳統とを改革する事柄であつて其の實績を擧げることが極めて困難なる事であるが、地方事務所が中心となり各種団体機關等と相提携し地方の實情に應じた刷新策が工夫され、社會教化、生活刷新の大運動が展開されんことを切望する次第である。

一、許可、認可と窓口事務の改善

許可、認可等一般縣民と直接關係する事務の取扱に付ては特に注意が必要である。地方事務所限りで許可、認可するもの更に縣に進達するものと二様に扱れるのであるが、其の處理に必要以上に長日月を要してゐるものが尠くない様である。勿論申請書の收受、發送調査、立案關係方面との合議等の關係もあり、ときには取扱主任者の出張、或は事務の繁劇等の事由に依り遷延する場合等もあつてあながち怠慢のみとは限らぬであらうが改善の餘地はあると考ふる。特殊の事件は別々とするも一定の方針が定つてゐる事柄等については他の職員が代つて適宜審査處理するなど一層の工夫を拂い、關係者の利便を圖るべきである。之等の事柄について運動、陳情等をやらねば其の取運びが迅速に行かんといい様なことも耳にするが斯様なことがあつては行政の民主化も前途遠遠と謂うべきである。

次に窓口事務の問題である地方事務所は町村當事者は勿論のこと縣民と直接に接渉することが尠くない。

窓口事務改善の問題は許可、認可の取扱いと共に執務上、親切を最も要する問題である。最近相當改善されて來たが尙十分とは思われない。直接外部の人に接する場合は懇切丁寧に應接し可能なる限度に於て速かに其の要望にたとえ行政の民主明朗化を圖る様切望して止まらぬ。

一、縣稅の賦課徴收事務

稅の賦課は多數納稅者間の負擔の公正を期する面から見て頗る重要な事務である。特に今日の如く急激に増稅が行われてゐる時代に於ては一層其の感を深くする。又本年後に行れた地方稅の委譲も未曾有のものであつて縣に於ける事務の分量は一時に夥しく増大した譯である。而も營業稅の如き複雑多岐に亘る稅種もあつて之が處理に蓋し容易ではないであらう。今其の概況を簡潔なるに別段混亂することなく適確に處理され

てゐるが、遺憾ながら地方事務所に依つては尙不振の概がある。又營業の種類の依り或は縣下を地域的に見ると其負擔の均衡問題等を云々する業者の聲も耳にし

た。しかし營業稅の調査決定に付ては審査會を設けて特に審査されてあるので公平なる賦課が行われてゐると信するものである。さりながら昨今の様に經濟情態が刻々に變化し其の所得に波狀を生じつゝある秋、常に研究を續けて國民所得の真相を把握して縣民の信頼に對えるべきである。

次に賦課された稅金に滞納の兆が見える事であるが、これは縣の財政に直接影響する問題であつて眞に憂うべき事柄である。今から對策を樹て善處する事が緊要と認める。納稅者も一旦賦課された以上當局を信頼し徒らに滞納することなく進んで納稅に協力すべきであらう。

一、物品の出納保管

金錢の出納事務に比し物品の出納保管事務は若干等閑に付されて居る憾がある。蓋し物品の出納保管の事務は元來煩雜である。最近の如く物價昂騰し加ふるに物資拂底に伴う入手困難の時代に於ては從來豫想もしなかつた種々の現象を呈しつゝある秋、之が正確を期す

